

## 東京大学弥生講堂規則

平成 12 年 4 月 1 日 制定

改正 平成 20 年 9 月 18 日

改正 令和 3 年 3 月 25 日

改正 令和 6 年 9 月 19 日

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、東京大学弥生講堂及び同弥生講堂アネックス（以下「弥生講堂」という。）の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 弥生講堂は、学術の交流を広く図り、研究教育の振興に資することを目的とする。

### (施設)

第 3 条 弥生講堂に一条ホール、研究棟、セイホクギャラリー、会議室その他の施設を置く。

### (開館日)

第 4 条 弥生講堂は、原則として 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの期間及び国民の祝日を除き月曜日から金曜日まで開館する。

2 開館時間は、原則として午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

3 前 2 項にかかわらず、東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部（以下「研究科」という。）の教職員が責任をもち、かつ、研究科長・学部長（以下「研究科長」という。）が必要と認めた場合には、開館することができる。

4 研究科長は、必要があると認めた場合には、臨時に閉館することができる。

### (使用)

第 5 条 弥生講堂の使用については、別に内規で定める。

### (使用者の範囲)

第 6 条 弥生講堂を使用することができる者は、研究科の教職員及び旧教職員並びに別に内規で定める者とする。

2 その他、研究科長が許可した者とする。

### (管理)

第 7 条 弥生講堂の業務は、事務部総務課において処理する。

### (運営委員会)

第 8 条 弥生講堂の運営に関する重要事項を審議するため、東京大学弥生講堂運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

第 9 条 この規則に定めるもののほか、弥生講堂の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て研究科長が定める。

## 附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。